

埼玉県青少年健全育成条例（抄）

（優良な図書等及び興行の推奨）

第10条 知事は、図書等又は興行で、その内容が青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められるものを推奨することができる。

（県民の申出）

第23条の2 県民は、第10条の規定による推奨、第11条第1項、第12条第1項、第16条第1項若しくは第16条の2第1項の規定による指定又は第11条の2第3項、第16条の2第5項若しくは第17条第1項の規定による命令をすべき旨を知事に申し出ることができる。

（審議会への諮問）

第25条 知事は次に掲げる場合、埼玉県青少年健全育成審議会に諮問しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、この限りではない。

(1) 第10条の規定により推奨しようとするとき。